

I 昭和 20 年労働組合法 (昭和 20 年 12 月 22 日法律第 51 号)

1. 第 3 回労務法制審議委員会提出労働組合法草案 (昭和 20 年 11 月 15 日) = 第 1 次案

史料出所：労働組合法立法史料簿冊①

*編注：各条文のタイトル〔 〕は、編者が付したものである。

第三回労務法制審議委員会提出労働組合法草案

第一章 総則

第一条〔目的〕 本法ハ団結権ノ保障ニヨッテ労働者ノ社会的並政治的地位ノ向上ヲ助ケ
経済ノ興隆ト文化ノ進展トニ寄与スベキ均等ノ機会ヲ与フルコトヲ目的トス

第二条〔刑罰並に警察法令〕 前条規定ノ精神ニ基キ政府ハ団結権ニ対シテ不当ノ制限ヲ
加ヘツツアル一切ノ現行法令ヲ廃止スルト共ニ一般ノ刑罰並警察法令ガ同様ノ目的ニ
濫用セラルルコトヲ防止スベキ必要ナル措置ヲ執ルベキモノトス

第三条〔労働組合〕 本法ニ労働組合トハ労働者ガ主体トナリテ自主的ニ労働条件ノ維持
改善ソノ他地位ノ向上ヲ図ル目的ヲ以テ組織スル団体又ハソノ聯合ヲ云フ

左ノ一ニ該当スルモノハ労働組合ト認メズ

一、雇傭者又ハソノ利益ヲ代表スト認ムベキモノノ参加ヲ許スモノ

二、主タル経費ヲ雇傭者ノ補助ニ仰グモノ

三、共済修養ソノ他福利事業ノミヲ目的トスルモノ

四、主トシテ政治運動ヲ目的トスルモノ

五、組合員著シク少数ニシテ団体ノ実ヲ備ヘザルモノ

労働組合ト認ムベキヤ否ヤニ付疑アルトキハ地方長官労務委員会ノ決議ニヨリ之ヲ決
定ス。本法ニ労務者トハ職業ノ種類ヲ問ハズ廣ク賃金ソノ他給料ニヨッテ生活スルモノ
ヲ謂フ

第二章 労働組合

第四条〔労働組合設立の届出〕 労働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ一週間内ニ組合規
約及役員ノ氏名並ニ住所ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第五条〔組合規約〕 組合規約ニハ少クトモ左ノ事項ヲ記載スベシ

一、名稱

二、目的並事業

三、主タル事務所ノ所在地

四、組合員又ハ参加団体ニ関スル規定

五、法人タル組合ニ在リテハ法人タルコト

六、会議ニ関スル規定

七、理事其ノ他ノ役員ニ関スル規定

八、組合費ソノ他会計ニ関スル規定

九、組合規約ノ変更ニ関スル規定

第六条〔組合規約の変更の届出〕 第四条ノ届出事項ニ変更ヲ生ジタル時ハ一週間内ニ之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第七条〔組合規約の変更命令〕 地方長官ハ組合規約ガ法令ニ違反スルト認ムル時ハ労務委員会ノ決議ニヨリ其ノ変更ヲ命ズルコトヲ得

第八条〔組合員名簿の備付〕 労働組合ハ主タル事務所ニ組合員名簿ヲ備付クベシ但シ組合連合ニ在リテハ参加団体名簿ヲ備付クルヲ以テ足ル

第九条〔交渉権限〕 労働組合ノ代表者又ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ハ組合員ニ代リテ雇傭者ト交渉スル権限ヲ有ス

第十条〔不利益取扱い等の禁止〕 雇傭者ハ労働者ガ労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇シ其ノ他不利益ヲ与フルコトヲ得ズ

雇傭者ハ労働者ガ組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭条件ト為スコトヲ得ズ

第十一条〔損害賠償〕 雇傭者ハ同盟罷業其ノ他ノ争議行為ニヨリ損害ヲ受ケタルノ故ヲ以テ労働組合又ハ其ノ組合員若シクハ役員ニ対シソノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ

但シ争議行為ガ第二十四条ノ規定ニ違反シテ為サレタル時ハコノ限リニ在ラズ

第十二条〔共済福利事業基金〕 労働組合ノ役員ハ共済修養ソノ他福利事業ノタメニ特設シタル基金ヲ他ノ目的ニ流用スルコトヲ得ズ 但シ組合員総会ノ決議ヲ経タルトキハ此ノ限リニアラズ

第十三条〔労働組合の解散〕 労働組合ハ左ノ事由ニヨリテ解散ス

一、規約ヲ以テ定メタル解散事由ノ発生

二、破産

三、組合員四分ノ三以上ノ多数ニヨル総会決議

四、解散命令

第十四条〔解散命令〕 労働組合ノ行為安寧秩序ヲ濫リタルトキハ裁判所ハ検事ノ請求ニヨリテソノ解散ヲ命ズ

前項ノ事件ハ組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ於テ刑事事件ニ準ジテ之ヲ処理ス

第十五条〔法人格〕 労働組合ハ規約中ニ法人タルコトヲ定メ且主タル事務所ノ所在地ニオイテ左ノ事項ヲ登記スルニ因リテ法人格ヲ取得ス

一、第五条第一号乃至第三号第七号ニ掲ゲタル事項

二、役員ノ氏名及ビ住所

前項ニ掲グル事項ニ変更アリタルトキハ一週間内ニ其ノ登記ヲナスコトヲ要ス、登記前ニアリテハ変更ヲモツテ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第十六条〔法人格を有する労働組合〕 民法第四十三条第四十四条第五十条第五十二条乃至五十五条及ビ五十七条ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス

法人タル労働組合解散シタル場合ノ清算ニハ民法第七十二条乃至八十三条ノ規定ヲ準用ス

第十七条〔免税〕 労働組合ニハ所得税営業税登録税及ビ不動産取得税ヲ賦課セズ

第三章 労働協約

第十八条〔実行義務〕 労働組合ト雇傭者又ハ雇傭者団体トノ間ニ労働条件ニ関スル協定ソノ他労資関係ノ調整ニ関スル協約締結セラレタルトキハ両当事者互ニ誠意ヲ以テ協定事項ノ実現ヲ図リ能率ノ増進ト産業平和ノ維持トニ協力スル義務ヲ負フ

第十九条〔労働協約の効力の発生〕 労働協約ハ当事者双方ヨリソノ全文ヲ地方長官ニ届出ヅルニヨリテソノ効力ヲ生ズ

第二十条〔労働協約の期間〕 労働協約ハソノ有効期限ヲ定ムルヲ要ソノ期間ハ三年ヲ超エルコトヲ禁ズ

第二十一条〔規準の効力〕 協約ヲ以テ労働条件ソノ他労働者ノ待遇ニ関スル規準ヲ定メタルトキハソノ規準ハ協約ノ適用ヲ受クル労働者及ビ雇傭者ニ対シテ同様ノ効力ヲ有ス、規準決定ノ為設置セラレタル機関ノアル時ハソノ定メタル基準亦同ジ前項ノ規準ニ違反スル労働協約ハ無効トナリタル部分ハ規準ノ定メニヨリテ当然補充セラル

第二十二条〔一般的拘束力〕 一ノ工場事業場ニ使用セラルル労働者ノ四分ノ三以上ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタル時ハ其ノ他ノ労働者モ又当然協約ニヨリテ拘束セラル

第二十三条〔地域的の一般的拘束力〕 一地域ニオケル同種ノ産業若シクハ職業ニ従事スル労働者ノ大部分ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ地方長官（其ノ地域ガ二府県以上ニ亘ルトキハ主務大臣）ハ協約当事者双方又ハ一方ノ申立ニ基キ若クハ職権ヲモッテソノ協約ノ拘束力ヲソノ他ノ労働者全部ニ及ボス旨ノ決定ヲ為スコトヲ得地方長官又ハ主務大臣右ノ決定ヲナスニ付テハ労働委員会ノ決議ニヨルコトヲ要ス決定ハ公告スルニヨリテソノ効力ヲ生ズ

第二十四条〔争議行為等の禁止〕 労働協約中ニ協定事項ニ関スル紛争ヲ調停又ハ仲裁ニ付スル旨ノ約款アルトキハ調停又ハ仲裁ニ附スルコトナク同盟罷業ソノ他ノ争議行為ヲナスコトヲ得ズ

第二十五条〔労働争議調整協定〕 本章ノ規定ハ労働組合ノ介入ナキ労働争議解決ノ協定ニ之ヲ準用ス

第四章 労務委員会

第二十六条〔労務委員会〕 労働組合ニ関スル事務ノ円滑ナル運営ニ資スル為雇傭者ヲ代表スル者労働者ヲ代表スル者及中立ノ第三者同数ヨリ成ル労務委員会ヲ設ク

雇傭者ヲ代表スル雇傭者団体ノ推薦ニ基キ労働者ヲ代表スル者ハ労働組合ノ推薦ニ基キテ之ヲ委嘱ス

労務委員会ハ中央地方及地区ノ三種トシ、特別ノ必要アルトキハ臨時ノ委員会ヲ設クルコトヲ得

第二十七条〔労務委員会の行う事務〕 労務委員会ハ第三条第七条第二十三条ニ規定スル

ノ外左ノ事務ヲ行フ

- 一、労働事情ノ調査
- 二、団体交渉ノ斡旋ソノ他争議ノ予防
- 三、争議ノ仲裁並調停
- 四、労働条件ノ改善ニ関スル建議

第二十八条〔会議の公開〕 労務委員会公益上必要アリト認ムルトキ又ハ関係者ノ同意アルトキハ議事ヲ公開スルコトヲ得

第二十九条〔強制権限〕 労務委員会前条ノ規定スル事務ヲ行フ為必要アルトキハ雇傭者並ソノ団体及労働組合ソノ他ノ関係者ニ対シ其ノ出頭ヲ求メ労働事情ノ調査ニ必要ナル帳簿ソノ他書類提出ヲ求メ又ハ関係ノ工場事業場ヲ臨検スルコトヲ得

第三十条〔労働条件改善の建議〕 一定ノ産業又ハ職業ニ従事スル労働者ノ労働条件特ニ不良ナルトキハ労務委員会ハソノ実情ヲ調査シタル上改善ノ具体案ヲ作成シテ地方長官ニ建議スルコトヲ得

地方長官前項ノ建議ヲ受ケタル場合ニオイテ必要アリト認ムルトキハ関係ノ雇傭者又ハ雇傭団体ニ対シ労働条件ニ関スル一定ノ基準ヲ指示スルコトヲ得

雇傭者前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ遅滞ナクコレヲ労働者ニ周知セシムルコトヲ要ス前項ノ指示ハ関係雇傭者及労働者ニ対シ労働協約ト同様ノ効力ヲ有ス

前項ノ規定ハ労務委員会ガ主務大臣ニ建議シタル場合ニ之ヲ準用スル

附帯決議

- 一、憲法中ニ労働ノ権利及義務ニ関スル規定ヲ設ケルコト
- 二、政府ハ本法施行ト同時ニ労働行政機構ヲ整備拡充シ、労働省ヲ設置スルト同時ニ中央地方ニ亘ッテ一切ノ労働行政事務ヲ警察行政ヨリ分離シ、末端事務ハ勤労署ヲ拡充改造シテ之ニ当ラシム
- 三、経済復興審議会ヲ設置シ労働組合ノ代表者ヲ参加セシメ広ク労働者ヲシテ経済復興ノ重責ヲ分担セシムルノ趣旨ヲ明ラカニスルコト
- 四、労働争議調停法ヲ廃止シ、新タニ労資関係ノ調整ヲ目的トシテ、一面争議ヲ予防スルト共ニ他面迅速簡易ニ争議ヲ解決スルニ適スル法律ヲ制定スルコト
- 五、中央労務委員会ニ労資協会及労働科学研究所ヲ所属セシメ労働ニ関スル科学的調査ヲナサシムルコト

2. 第4回労務法制審議委員会提出労働組合法草案（昭和20年11月19日）＝第2次案

史料出所：労働組合法立法史料簿冊①

*編注：各条文のタイトル〔 〕は、編者が付したものである。

第四回労務法制審議委員会提出労働組合法草案

第一章 総則

第一条〔目的〕 本法ハ団結権ノ保障ニ依テ労働者ノ経済的社会的並政治的地位ノ向上ヲ助ケ経済ノ興隆ト文化ノ進展トニ寄与スベキ均等ノ機会ヲ与フルコトヲ目的トス

第二条〔刑罰並びに警察法令の不適用〕 前条規定ノ精神ニ基キ政府ハ団結権ニ対シテ不当ノ制限ヲ加ヘツゝアル一切ノ現行法令ヲ廃止スルト共ニ一般ノ刑罰並警察法令ガ同様ノ目的ニ濫用セラルルコトヲ防止スベキ必要ナル措置ヲ執ルベキモノトス

第三条〔労働組合〕 本法ニ労働組合トハ労働者ガ主体トナリテ自主的ニ労働条件ノ維持改善其ノ他地位ノ向上ヲ図ル目的ヲ以テ組織スル団体又ハソノ聯合ヲ謂フ

左ノ一ニ該当スルモノハ労働組合ト認メズ

一、雇傭者又ハ其ノ利益ヲ代表スト認ムベキ者ノ参加ヲ許スモノ

二、主タル経費ヲ雇傭者ノ補助ニ仰グモノ

三、共済修養其ノ他福利事業ノミヲ目的トスルモノ

四、主トシテ政治的運動ヲ目的トスルモノ

五、組合員著シク少数ニシテ団体ノ実ヲ備ヘザルモノ

労働組合ト認ムベキヤ否ヤニ付疑アル時ハ地方長官労働委員会ノ決議ニ依リ之ヲ決定ス。本法ニ労働者トハ職業ノ種類ヲ問ハズ廣ク賃金其ノ他給料ニ依リテ生活スル者ヲ謂フ

第二章 労働組合

第四条〔労働組合設立の届出〕 労働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ一週間内ニ組合規約及役員ノ氏名並住所ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第五条〔組合規約〕 組合規約ニハ少クトモ左ノ事項ヲ記載スベシ

一、名称

二、目的並事業

三、主タル事務所ノ所在地

四、組合員又ハ参加団体ニ関スル規定

五、法人タル組合ニ在リテハ法人タルコト

六、会議ニ関スル規定

七、役員ニ関スル規定

八、組合費ソノ他会計ニ関スル事項

九、組合規約ノ変更ニ関スル規定

第六条〔組合規約の変更の届出〕 第四条ノ届出事項ニ変更ヲ生ジタル時ハ一週間内ニコレヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第七条〔組合規約の変更命令〕 地方長官ハ組合規約ガ法令ニ違反スルト認ムルトキハ労働委員会ノ決議ニヨリソノ変更ヲ命ズルコトヲ得

第八条〔組合員名簿の備付〕 労働組合ハ主タル事務所ニ組合員名簿ヲ備付クベシ、但シ連合会組合ニ在リテハ参加団体名簿ヲ備付クルコトヲ以テ足ル

第九条〔交渉権限〕 労働組合ノ代表者又ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ハ組合員ニ代リテ雇傭者ト交渉スル権限ヲ有ス

第十条〔不利益取扱い等の禁止〕 雇傭者ハ労働者ガ労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ解

雇シ其ノ他不利益ヲ与フルコトヲ得ズ

雇傭者ハ労働者ガ組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭条件ト為スコトヲ得ズ

第十一条〔損害賠償〕 雇傭者ハ同盟罷業其ノ他ノ爭議行為ニ因リ損害ヲ受ケタルノ故ヲ以テ労働組合又ハ其ノ組合員若ハ役員ニ対シ其ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ但シ爭議行為ガ第二十四条ノ規定ニ違反シテ為サレタルトキハ此ノ限リニ在ラズ

第十二条〔共済福利事業基金〕 労働組合ノ役員ハ共済修養其ノ他ノ福利事業ノ為ニ特設シタル基金ヲ他ノ目的ニ流用スルコトヲ得ズ但シ組合員総会ノ決議ヲ経タルトキハ此ノ限リニ在ラズ

第十三条〔労働組合の解散〕 労働組合ハ左ノ事由ニ依リテ解散ス

- 一、規約ヲ以テ定メタル解散事由ノ発生
- 二、破産
- 三、組合員四分ノ三以上ノ多数ニ依ル総会決議
- 四、解散命令

第十四条〔解散命令〕 労働組合ノ行為安寧秩序ヲ紊リタルトキハ裁判所ハ検事ノ請求ニ依リテ其ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ事件ハ労働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ於テ刑事々件ニ準ジテ之ヲ処理ス

第十五条〔法人格〕 労働組合ハ規約中ニ法人タルコトヲ定メ且主タル事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルニ因リテ法人格ヲ取得ス

- 一、第五条第一号乃至第三号及第七号ニ掲ゲタル事項
- 二、役員ノ氏名及住所

前項ニ掲グル事項ニ変更アリタルトキハ一週間内ニ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス登記前ニ在リテハ変更ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第十六条〔法人格を有する労働組合〕 民法第四十三条第四十四条第五十条第五十二条乃至第五十五条及第五十七条ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス

法人タル労働組合解散シタル場合ノ清算ニハ民法第七十二条乃至第八十三条ノ規定ヲ準用ス

第十七条〔免税〕 労働組合ニハ所得税営業税登録税及不動産取得税ヲ賦課セズ

第三章 労働協約

第十八条〔実行義務〕 労働組合ト雇傭者又ハ雇傭者団体トノ間ニ労働条件ニ関スル協定其ノ他労資関係ノ調整ニ関スル協約締結セラレタトキハ当事者互ニ誠意ヲ以テ協定事項ノ実現ヲ図リ能率ノ増進ト産業平和ノ維持トニ協力スル義務ヲ負フ

第十九条〔労働協約の効力の発生〕 労働協約ハ当事者双方ヨリ其ノ全文ヲ地方長官ニ届出ヅルニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ

第二十条〔労働協約の期間〕 労働協約ハ其ノ有効期限ヲ定ムルヲ要ス其ノ期間ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十一条〔規準の効力〕 協約ヲ以テ労働条件其ノ他労働者ノ待遇ニ関スル規準ヲ定メタルトキハ其ノ規準ハ協約ノ適用ヲ受クル労働者及ビ雇傭者ニ対シテ法律ト同一ノ効

カヲ有ス 規準決定ノ為設置セラレタル機関ノアルトキハ其ノ定メタル規準亦同ジ

前項ノ規準ニ違反スル労働協約ハ無効トナリタル部分ハ規準ノ定メニ因リテ当然補充セラル

第二十二條〔一般的拘束力〕 一ノ工場事業場ニ使用セラルル労働者ノ四分ノ三以上ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ其ノ他ノ労働者モ亦当然協約ニ依リテ拘束セラル

第二十三條〔地域的の一般的拘束力〕 一地域ニ於ケル同種ノ産業若ハ職業ニ従事スル労働者ノ大部分ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ地方長官（其ノ地域ガ二府県以上ニ亘ルトキハ主務大臣）労働者全部ニ及ボス旨ノ決定ヲ為スコト

地方長官又ハ主務大臣ノ決議ヲ為スニ付テハ労務委員会ノ決議ニ依ルコトヲ要ス
決定ハ公告スルニ依リテ其ノ効力ヲ生ズ

第二十四條〔争議行為等の禁止〕 労働協約中ニ協定事項ニ関スル紛争ヲ調停又ハ仲裁ニ附スル旨ノ約款アルトキハ調停又ハ仲裁ニ附スルコトナク同盟罷業其ノ他ノ争議行為ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十五條〔労働争議調整協定〕 本章ノ規定ハ労働組合ノ介入ナキ労働争議解決ノ協定ニ之ヲ準用ス

第四章 労務委員会

第二十六條〔労務委員会〕 労働組合ニ関スル事務ノ円滑ナル運営ニ資スル為雇傭者ヲ代表スル者労働者ヲ代表スル者及中立ノ第三者各同数ヨリ成ル労務委員会ヲ設ク

雇傭者ヲ代表スル者ハ雇傭者団体ノ推薦ニ基キ労働者ヲ代表スル者ハ代表組合ノ推薦ニ基キテ之ヲ委嘱ス

労務委員会ハ中央地方及地区ノ三種トシ特別ノ必要アルトキハ臨時ノ委員会ヲ設クルコトヲ得

第二十七條〔労務委员会の行う事務〕 労務委員会ハ第三条第七条及第二十三条ニ規定スルノ外左ノ事務ヲ行フ

- 一、労働事情ノ調査
- 二、団体交渉ノ斡旋其ノ他労働争議ノ予防
- 三、争議ノ仲裁並調停
- 四、労働条件ノ改善ニ関スル建議

第二十八條〔議事の公開〕 労務委員会公益上必要アリト認ムルトキ又ハ関係者ノ同意アルトキハ議事ヲ公開スルコトヲ得

第二十九條〔強制権限〕 労務委員会第二十七條ノ規定スル事務ヲ行フ為メ必要アルトキハ雇傭者並其ノ団体及労働組合其ノ他ノ関係者ニ対シ其ノ出頭ヲ求メ労働事情ノ調査ニ必要ナル帳簿其ノ他書類ノ提出ヲ求メ又ハ関係ノ工場事業場ヲ臨検スルコトヲ得

第三十條〔労働条件改善の建議〕 一定ノ産業又ハ職業ニ従事スル労働者ノ労働条件特ニ不良ナルトキハ労務委員会ハ其ノ実情ヲ調査シタル上改善ノ具体策ヲ作成シテ地方長官ニ建議スルコトヲ得

地方長官前項ノ建議ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ関係ノ雇傭者又ハ雇傭者団体ニ対シ労働条件ニ関スル一定ノ規準ヲ指示スルコトヲ得

雇傭者前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク之ヲ労働者ニ周知セシムルコトヲ要ス
 前項ノ指示ハ関係雇傭者及労働者ニ対シ労働協約ト同様ノ効力ヲ有ス
 前項ノ規定ハ労務委員会ガ主務大臣ニ建議シタル場合ニ之ヲ準用ス

附帯決議

- 一、憲法中ニ労働ノ権利及義務ニ関スル規定ヲ設ケルコト
- 二、政府ハ本法施行ト同時ニ労働行政機構ヲ整備拡充シ、労働省ヲ設置スル 同時ニ中央
 地方ニ亘リテ一切ノ労働行政事務ヲ警察行政ヨリ分離シ、末端事務ハ勤労署ヲ拡充改造
 シテ之ニ当ラシムルコト
- 三、経済復興審議会ヲ設置シ労働組合ノ代表者ヲ参加セシメ広ク労働者ヲシテ経済復興ノ
 重責ヲ分担セシムルノ趣旨ヲ明カニスルコト
- 四、労働争議調停法ヲ廃止シ、新ニ労資関係ノ調整ヲ目的トシテ、一面労働争議ヲ防止ス
 ルト共ニ他面迅速簡易ニ争議ヲ解決スルニ適スル法律ヲ制定スルコト
- 五、中央労務委員会ニ協調会及労働科学研究所ヲ附属セシメ労働ニ関スル科学的調査ヲ為
 サシムルコト

3. 第5回労務法制審議委員会提出労働組合法草案（昭和20年11月21日）＝第3次案

史料出所：労働組合法立法史料簿冊①

*編注：各条文のタイトル〔 〕は、編者が付したものである。

第五回労務法制審議委員会提出労働組合法草案

第一章 総則

第一条〔目的〕 本法ハ団結権ノ保障ニ依リ労働者ノ経済的社会的並政治的地位ノ向上ヲ
 助ケ経済ノ興隆ト文化ノ進展トニ寄与スベキ均等ノ機会ヲ与フルコトヲ目的トス

第二条〔刑罰並びに警察法令の不適用〕 前条規定ノ精神ニ基キ左ノ法令ハ労働組合ノ為ニ
 スル組合員ノ正当ナル行為ニ付テハ之ヲ適用セザルコト

- 一、刑法
- 二、暴力行為等処罰ニ関スル法律
- 三、警察犯処罰令
- 四、行政執行法
- 五、出版法

第三条〔労働組合〕 本法ニ労働組合トハ労働者ガ主体トナリテ自主的ニ主トシテ労働条
 件ノ維持改善其ノ他地位ノ向上ヲ図ル目的ヲ以テ組織スル団体又ハソノ連合ヲ謂フ
 左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ労働組合ト認メズ

- 一、使用者又ハ其ノ利益ヲ代表スト認ムベキ者ノ参加ヲ許スモノ
- 二、主タル経費ヲ使用者ノ補助ニ仰グモノ

三、共済修養其ノ他福利事業ノミヲ目的トスルモノ

四、主トシテ政治運動又ハ社会運動ヲ目的トスルモノ

労働組合ト認ムベキヤ否ヤニ付疑義アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ厚生大臣又ハ地方長官労働委員会ノ決議ニ依リ之ヲ決定ス本法ニ労働者トハ職業ノ種類ヲ問ハズ広く賃金其ノ他給料ニ依テ生活スル者ヲ謂フ

第二章 労働組合

第四条〔労働組合の設立の届出〕 労働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ一週間以内ニ組合規約及役員ノ氏名並住所ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第五条〔組合規約〕 組合規約ニハ少クトモ左ノ事項ヲ記載スベシ

一、名称

二、目的並事業

三、主タル事務所ノ所在地

四、組合員又ハ参加団体ニ関スル規定

五、法人タル組合ニ在リテハ法人タルコト

六、会議ニ関スル規定

七、代表者其ノ他役員ニ関スル規定

八、組合費其ノ他会計ニ関スル規定

九、組合規約ノ変更ニ関スル規定

第六条〔組合規約の変更の届出〕 第四条ノ届出事項ニ変更ヲ生ジタルトキハ一週間以内ニ之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第七条〔組合規約の変更命令〕 組合規約ガ法令ニ違反スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ労働委員会ノ決議ニ依リ厚生大臣又ハ地方長官其ノ変更ヲ命ズルコトヲ得

第八条〔組合員名簿の備付〕 労働組合ハ事務所ニ組合員名簿ヲ備付クベシ 但シ組合連合ニ在リテハ参加団体名簿ヲ備付クルヲ以テ足ル

第九条〔交渉権限〕 労働組合ノ代表者又ハ労働組合ノ委任ヲ受ケタル者ハ組合又ハ組合員ノ為使用者又ハ其ノ団体ト労働協約ノ締結其ノ他ノ事項ニ関シ交渉スル権限ヲ有ス

第十条〔不利益取扱い等の禁止〕 使用者ハ労働者ガ労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇シ其ノ他不利益ヲ与フルコトヲ得ズ

使用者ハ労働者ガ組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭条件ト為スコトヲ得ズ

第十一条〔損害賠償〕 使用者ハ同盟罷業其ノ他争議行為ニ因リ損害ヲ受ケタルノ故ヲ以テ労働組合又ハ其ノ組合員若ハ役員ニ対シ其ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ 但シ争議ガ第二十四条ノ規定ニ違反シテ為サレタルトキハ此ノ限りニ在ラズ

第十二条〔共済福利事業基金〕 労働組合ノ役員ハ共済修養其ノ他福利事業ノ為ニ特設シタル基金ヲ他ノ目的ニ流用スルコトヲ得ズ 但シ組合員総会ノ決議ヲ経タルトキハ此ノ限りニ在ラズ

第十三条〔労働組合の解散〕 労働組合ハ左ノ事由ニ依リテ解散ス

一、規約ヲ以テ定メタル解散事由ノ発生

二、破産

三、組合員四分ノ三以上ノ多数ニ依ル總會決議

四、第十四条ノ規定ニ依ル解散命令

第十四条〔解散命令〕 労働組合法令ニ違反シ安寧秩序ヲ紊リタルトキハ労働委員会ノ申立ニ基キ裁判所ハ其ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ手續ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五条〔法人格〕 労働組合ハ規約中ニ法人タルコトヲ定メ且ツ主タル事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルニ因リテ法人格ヲ取得ス

一、第五条第一号乃至第三号及第七号ニ掲ゲタル事項

二、役員ノ氏名及住所

前項ニ掲グル事項ニ変更アリタルトキハ一週間内ニ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス登記前ニ在リテハ変更ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第十六条〔法人格を有する労働組合〕 民法第四十三条、第四十四条、第五十条、第五十二条乃至第五十五条及第五十七条ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス

法人タル労働組合解散シタル場合ノ清算ニハ民法第七十二条乃至第八十三条ノ規定ヲ準用ス

第十七条〔免税〕 法人タル労働組合ニハ産業組合ニ準ジ適當ナル免税ノ恩典ヲ与フルコトヲ得

第三章 労働協約

第十八条〔実行義務〕 労働組合ト使用者又ハ其ノ団体トノ間ニ労働条件ニ関スル協定其ノ他労資関係ノ調整ニ関スル協約締結セラレタルトキハ当事者互ニ誠意ヲ以テ協定事項ノ実現ヲ図リ能率ノ増進ト産業平和ノ維持トニ協力スル義務ヲ負フ

第十九条〔労働協約の効力の発生〕 労働協約ハ其ノ書面作成ニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ
労働協約ノ当事者ハ前項ノ労働協約ヲ一週間以内ニ地方長官ニ届出ズベシ

第二十条〔労働協約の期間〕 労働協約ハ其ノ有効期限ヲ定ムルコトヲ要ス 其ノ期間ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十一条〔規準の効力〕 労働協約ヲ以テ労働条件其ノ他労働者ノ待遇ニ関スル規準ヲ定メタルトキハ其ノ規準ハ当該労働協約ノ適用ヲ受クル労働者及使用者ニ対シテ法的拘束力ヲ有ス当該労働協約ノ規定ニ依リ規準決定ノ為設置セラレタル機関ノアルトキハ其ノ定メタル規準亦同ジ

前項ノ規準ニ違反スル労働契約ハ無効トシ其ノ無効トナリタル部分ハ規準ノ定メニ依リテ当然補充セラル

第二十二条〔一般的拘束力〕 一ノ工場事業場ニ使用セラルル労働者ノ四分ノ三以上ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ其ノ他ノ同種ノ労働者モ亦当然当該労働協約ニ依リ拘束セラル

第二十三条〔地域的の一般的拘束力〕 一地域ニ於ケル同種ノ産業又ハ職業ニ従事スル労働者ノ大部分ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ地方長官（其ノ地域ガ二都道府県ニ亘ルトキハ厚生大臣）ハ協約当事者ノ双方若ハ一方ノ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ其ノ協約ノ拘束力ヲ其ノ他ノ労働者全部及其ノ使用者ニ及ボス旨ノ決定ヲ為スコトヲ得

地方長官又ハ厚生大臣右ノ決定ヲ為スニ付テハ労働委員会ノ決議ニ依ルコトヲ要ス
労働委員会前項ノ決定ヲ為スニ付当該労働協約ノ定ニ不適當ナル事項アリト認ムルト
キハ之ヲ修正スルコトヲ得

第一項ノ決定ハ公告スルニ依リテ其ノ効力ヲ生ズ

第二十四条〔争議行為等の禁止〕 労働協約中ニ協定事項ニ関スル紛争ヲ調停又ハ仲裁ニ
附スル旨ノ約款アルトキハ調停又ハ仲裁ニ附スルコトナク同盟罷業、作業所閉鎖其ノ他
ノ争議行為ヲ為スコトヲ得ズ

第四章 労働委員会

第二十五条〔労働委員会〕 労資関係ニ関スル事務ノ円滑ナル運営ニ資スル為使用者ヲ
代表スル者労働者ヲ代表スル者及第三者各同数ヨリ成ル労働委員会ヲ設ク
使用者ヲ代表スル者ハ使用者団体ノ推薦ニ基キ労働者ヲ代表スル者ハ労働組合ノ推薦ニ
基キテ之ヲ委嘱ス
労働委員会ハ中央及地方ニ付設ケ特別ノ必要アルトキハ一定ノ地区又ハ事項ニ付特別
ノ委員会ヲ設クルコトヲ得
労働委員会ノ委員及職員ハ刑法ノ適用ニ付テハ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス
労働委員会ニ関スル事項ハ本法ニ定ムルモノノ外命令ヲ以テ之ヲ定ム

＊編注：第2次草案まで26条

第二十六条〔労働委員会の行う事務〕 労働委員会ハ第三条、第七条、第十四条及第二十
三条ニ規定スル事項ノ外左ノ事務ヲ掌ル
一、労働争議ニ関スル統計ノ作成其ノ他労働事情ノ調査
二、団体交渉ノ斡旋其ノ他労働争議ノ予防
三、労働争議ノ仲裁及調停
四、労働条件ノ改善ニ関スル建議

＊編注：第2次草案まで27条

第二十七条〔会議の公開〕 労働委員会公益上必要アリト認ムルトキ又ハ関係者双方ノ請
求アルトキハ会議ヲ公開スルコトヲ得

第二十八条〔強制権限〕 労働委員会第二十六条ノ規定スル事務ヲ行フ為必要アルトキハ
使用者若ハソノ団体又ハ労働組合ソノ他ノ関係者ニ対シソノ出頭ヲ求メ若ハ必要ナル
帳簿ソノ他書類ノ提出ヲ求メ又ハソノ委員若ハ職員ヲシテ関係ノ工場事業場ヲ臨検セ
シムルコトヲ得

＊編注：本条第2次草案まで29条

第二十九条〔機密保持〕 労働委員会ノ委員若ハ委員タリシ者又ハ職員若ハ職員タリシ者
ハソノ職務遂行ニ関シ知得シタル秘密ヲ漏泄スルコトヲ得ズ

＊編注：本条新設

第三十条〔労働争議調整協定〕 労働組合ノ介入ナキ労働争議ノ予防解決ノ協定ニシテ労
働委員会ノ仲裁調停ニ係ルモノニ付テハ第三章ノ規定ヲ準用ス

＊編注：本条は第2次草案25条を移動。

第三十一条〔労働条件改善の建議〕 一定ノ産業又ハ職業ニ従事スル労働者ノ労働条件特
ニ適正ナラザルトキハ労働委員会ハソノ実情ヲ調査シタル上改善ノ具体案ヲ作成シテ

地方長官ニ建議スルコトヲ得

地方長官前項ノ建議ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ關係ノ使用者又ハソノ団体ニ對シ労働条件ニ關スル一定ノ規準ヲ指示スルコトヲ得

使用者前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ労働者ニ周知セシムルコトヲ要ス 前項ノ指示ハ關係使用者及労働者ニ對シ労働協約ト同一ノ効力ヲ有ス

前項ノ規定ハ労働委員会ガ主務大臣ニ建議シタル場合ニ之ヲ準用ス

＊編注：第2次草案の30条を本条に移動。

第五章 罰則

第三十二条 第十条ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

第三十三条 正当ノ事由ナクシテ第二十八条ノ規定ニ依ル出頭若ハ書類ノ提出ヲ為サズ又ハ臨検ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

第三十四条 法人又ハ人ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人ソノ他ノ従業者ガソノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十二条又ハ前条前段ノ違反行為ヲ為シタルトキハソノ法人又ハ人、自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テソノ処罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十二条及前条前段ノ規定ハ使用者ガ法人ナルトキハ理事、取締役ソノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハソノ法定代理人ニ適用ス

第三十五条 第二十九条ノ規定ニ違反シタル者ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス

第三十六条 労働組合ノ代表者、清算人又ハ使用者ハ左ノ場合ニ於テハ五十円以下ノ過料ニ処ス

一、第四条、第六条若ハ第十九条第二項（第三十一条ノ規定ニ依リテ準用セラルル場合ヲ含ム）ニ定ムル届出ヲ為スコトヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタルトキ

二、第八条ニ定ムル組合員名簿ノ備付ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

三、第十五条第二項又ハ第十六条ノ規定ニ依リテ準用セラルル民法第七十七条ニ定ムル登記ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

四、第十六条ノ規定ニ依リテ準用セラルル民法第八十二条ノ場合ニ於テ裁判所ノ検査ヲ妨ゲタルトキ

五、第十六条ノ規定ニ依リテ準用セラルル民法第八十一条ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

六、第十六条ノ規定ニ依リテ準用セラルル民法第七十九条又ハ第八十一条ニ定メタル公告ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ニ公告ヲ為シタルトキ

七、第三十一条第三項ノ規定ニ定ムル周知ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

＊編注：本章新設

附帶決議

一、憲法中ニ労働ノ権利及義務ニ關スル規定ヲ設クルコト

二、法第一条ノ精神ニ基キ第二条ニ掲グル法令ノ外刑罰並警察法令ニ付団結權ニ對シテ不當ノ制限ヲ加ヘザルヤウ濫用防止ノ措置ヲトルベキコト

三、政府ハ労働行政機構ヲ整備拡充シ、出来得ル限り速ニ労働省ヲ創設シ之ニ労働行政ヲ統一スベキ手續ヲ講ズルト同時ニ中央地方ニ亘リテ一切ノ労働行政事務ヲ警察行政ヨ

- リ分離シ末端事務ハ勤労署ヲ拡充改造シテ之ニ当ラシム
- 四、経済復興ヲ審議スル等ノ場合ニ於テハ労働組合ノ代表者ヲ参加セシメ広ク労働者ヲシテ経済復興ノ重責ヲ分担セシムルノ趣旨ヲ明カニスルコト
- 五、労働争議調停法ヲ廃止シ新ニ労資関係ノ調整ヲ目的トシテ争議ヲ予防スルト共ニ迅速簡易ニ争議ヲ解決スルニ適スル法律ヲ制定スルコト
- 六、中央労働委員会ハ其ノ指令ノ下ニ労働ニ関スル科学的調査ヲ行ハシムル為ニ現存ノ機関ヲモ総合シ充分ニ組織セラレタル有力機関ヲ設置シテ之ヲ其ノ事務局ニ附属セシムルコト
- 七、労働委員会ノ委員又ハ労働組合ノ役員ノ選任ニ付テハ人選ヲ慎重ニシテ極端ナル軍国主義者其ノ他本法制定ノ精神ニ鑑ミ不適当ナルモノヲ除外スルヤウ特別ノ配慮ヲ為スコト

4. 答申案 (昭和 20 年 11 月 24 日)

史料出所：労働組合法立法史料簿冊①

*編注：各条文のタイトル〔 〕は、編者が付したものである。

答申

当会に諮問に係る労働組合に関する法制の件終戦後の新事態に対処し急遽制定の要ありと認め慎重審議の結果別添の通り労働組合法案を可決致候条此段及答申候
尚右に関連の別添の通「附帯決議」致候に付ては併せて及申達候

昭和二十年十一月二十四日

労務法制審議委員会々長 大蔵 公望

厚生大臣 芦田 均 殿

労働組合法案

第一章 総則

第一条〔目的〕 本法ハ団結権ノ保障ニヨリ労働者ノ経済的社会的並政治的地位ノ向上ヲ助ケ経済ノ興隆ト文化ノ進展トニ寄与ヲ与フルコトヲ目的トス

第二条〔刑罰並びに警察法令の不適用〕 右ノ法令ノ関係条項ハ労働組合ノ為ニスル組合員ノ前条規定ノ精神ニ基ク行為ニツイテハ之ヲ適用セズ

一、刑法

二、暴力行為処罰ニ関スル法律

三、警察犯処罰令

四、行政執行法

五、出版法

第三条〔労働組合〕 本法ニ労働組合トハ労働者ガ主体トナッテ自主的ニ労働条件ノ維持改善ソノ他地位ノ向上ヲ図ルコトヲ主タル目的トシテ組織スル団体又ハソノ連合ヲ謂フ

右ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ労働組合ト認メズ

一、使用者又ハソノ利益ヲ代表スト認ムベキモノノ参加ヲ許スモノ

二、主タル経費ヲ使用者ノ補助ニ仰グモノ

三、共済修養其ノ他福利事業ノミヲ目的トスルモノ

四、主トシテ政治運動又ハ社会運動ヲ目的トスルモノ

労働組合ト認ムベキヤ否ヤニ付疑アルトキハ命令ノ定ムルトコロニヨリ厚生大臣又ハ地方長官労働委員会ノ決議ニヨリ之ヲ決定ス

本法ニ労働者トハ職業ノ種類ヲ問ハズ廣ク賃金其ノ他給料ニヨリ生活スル者ヲ謂フ

＊編注：労働者の定義に関し「廣ク」の規定文言に留意（第1・第2・第3次草案の各3条2項に共通）

第二章 労働組合

第四条〔労働組合設立の届出〕 労働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ一週間以内ニ組合規約及役員ノ氏名並住所ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第五条〔組合規約〕 組合規約ニハ少クトモ左ノ事項ヲ記載スベシ

一、名称

二、目的並事業

三、主タル事務所ノ所在地

四、組合員又ハ参加団体ニ関スル規定

五、法人タル組合ニアリテハ法人タルコト

六、会議ニ関スル規定

七、代表者ソノ他役員ニ関スル規定

八、組合費ソノ他会計ニ関スル規定

九、組合規約ノ変更ニ関スル規定

第六条〔組合規約の変更の届出〕 第四条ノ届出事項ニ変更ヲ生ジタルトキハ一週間以内ニ之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第七条〔組合規約の変更命令〕 組合規約ガ法令ニ違反スルトキハ命令ノ定ムルトコロニヨリ労働委員会ノ決議ニヨリ厚生大臣又ハ地方長官其ノ変更ヲ命ズルコトヲ得

第八条〔組合員名簿の備付〕 労働組合ハ事務所ニ組合員名簿ヲ備付クベシ但シ組合連合ニアリテハ参加団体名簿ヲ備付クルヲ以テ足ル

第九条〔交渉権限〕 労働組合ノ代表者又ハ労働組合ノ委任ヲ受ケタル者ハ組合又ハ組合員ノ為使用者又ハ其ノ団体ト労働協約ノ締結ソノ他ノ事項ニ関シ交渉スル権限ヲ有ス

第十条〔不利益取扱い等の禁止〕 使用者ハ労働者ガ労働組合ノ組合員タルノ故ヲモッテ之ヲ解雇シ其ノ他不利益ヲ与フルコトヲ得ズ

使用者ハ労働者ガ組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭条件ト為スコトヲ得ズ

第十一条〔損害賠償〕 使用者ハ同盟罷業ソノ他争議行為ニヨリ損害ヲ受ケタルノ故ヲ以テ労働組合又ハソノ組合員若シクハ役員ニ対シソノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ、但シ争議行為ガ第二十四条ノ規定ニ違反シテナサレタルトキハコノ限りニアラズ

第十二条〔共済福利事業基金〕 労働組合ノ役員ハ共済修養ソノ他福利事業ノタメニ特設

シタル基金ヲ他ノ目的ニ流用スルコトヲ得ズ、但シ組合員総会ノ決議ヲ経タルトキハ此ノ限リニアラズ

第十三条〔労働組合の解散〕 労働組合ハ左ノ事由ニヨリテ解散ス

- 一、規約ヲ以テ定メタル解散事由ノ発生
- 二、破産
- 三、組合員四分ノ三以上ノ多数ニヨル総会決議
- 四、第十四条ノ規定ニヨル解散命令

第十四条〔解散命令〕 労働組合屢々法令ニ違反シ安寧秩序ヲ紊リタルトキハ労働組合ノ申立ニ基キ、裁判所ハソノ解散ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ手続ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テコレヲ定ム

第十五条〔法人格〕 労働組合ハ規約中ニ法人タルコトヲ定メ且主タル事務所ノ所在地ニオイテ左ノ事項ヲ登記スルニヨリテ法人格ヲ取得ス

- 一、第五条第一号乃至第三号及ビ第七号ニ掲ゲタル事項
- 二、役員ノ氏名及住所

前項ニ掲グル事項ニ変更アリタルトキハ一週間以内ニ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス、登記前ニアリテハ変更ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第十六条〔法人格を有する労働組合〕 民法第四十三条、第四十四条、第五十条、第五十二条乃至第五十五条及第五十七条ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス

法人タル労働組合解散シタル場合ノ清算ニハ民法第七十二条乃至第八十三条ノ規定ヲ準用ス

第十七条〔免税〕 （法人タル労働組合ニハ産業組合ニ準ジ適當ナル免税ノ特典ヲ与フルコト）

*編注：本条全体に（ ）が付されている。

第三章 労働協約

第十八条〔実行義務〕 労働組合ト使用者又ハ其ノ団体トノ間ニ労働条件ニ関スル協定ソノ他労使関係ノ調整ニ関スル協約締結セラレタルトキハ当事者互ニ誠意ヲ以テ協定事項ノ実現ヲ図リ能率ノ増進ト産業平和ノ維持トニ協力スル義務ヲ負フ

第十九条〔労働協約の要件〕 労働協約ハソノ書面作成ニヨリテ其ノ効力ヲ生ズ

労働協約ノ当事者ハ前記ノ労働協約ヲ一週間以内ニ地方長官ニ届出ヅベシ

第二十条〔労働協約の期間〕 労働協約ニハソノ有効期限ヲ定ムルコトヲ要ス、ソノ期間ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十一条〔基準の効力〕 労働協約ヲ以テ労働条件ソノ他労働者ノ待遇ニ関スル基準ハ当該労働協約ノ適用ヲ受クル労働者及使用者ニ対シテ法的拘束力ヲ有ス、当該労働協約ノ規定ニヨリ基準決定ノ為設置セラレタル機関ノアルトキハ其ノ定メタル基準又同ジ前項ノ基準ニ違反スル労働契約ハ無効トシソノ無効トナリタル部分ハ基準ノ定メニヨリテ当然補充セラル

*編注：本条第一文冒頭の「労働協約ヲ以テ労働条件ソノ他……」は、明らかに「労働協約ニ定メタル労働条件ソノ他……」の誤記と思われる。「基準」と「規準」の不統一も同様に誤記と思われる。

第二十二條〔一般的拘束力〕 一ノ工場事業場ニ使用セラルル労働者ノ四分ノ三以上ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ其ノ他ノ同種ノ労働者モ亦当然当該労働協約ニヨリ拘束セラル

第二十三條〔地域的の一般的拘束力〕 一地域ニオケル同種ノ産業又ハ職業ニ従事スル労働者ノ大部分ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ地方長官（ソノ地域ガ二都道府県ニ亘ルトキハ厚生大臣）ハ協約当事者ノ双方若シクハ一方ノ申立ニヨリ又ハ職権ヲ以テソノ協約ノ拘束力ヲソノ他ノ労働者全部及ビ其ノ使用者ニ及ボス旨ノ決定ヲナスコトヲ得

地方長官又ハ厚生大臣右ノ決定ヲ為スニ付テハ労働委員会ノ決議ニヨルコトヲ要ス
労働委員会前項ノ規定ヲナスニツキ当該労働協約ノ定ニ不適當ナル事項アリト認ムルトキハ之ヲ修正スルコトヲ得

第一項ノ決定ハ公告スルニヨリテ其ノ効力ヲ生ズ

＊編注：第3項の「規定」は「決定」の誤記と思われる。

第二十四條〔爭議行為等の禁止〕 労働協約中ニ協定事項ニ関スル紛争ヲ調停又ハ仲裁ニ附スル旨ノ約款アルトキハ調停又ハ仲裁ニ附スルコトナク同盟罷業、作業所閉鎖ソノ他ノ爭議行為ヲナスコトヲ得ズ

第四章 労働委員会

第二十五條〔労働委員会〕 労使関係ニ関スル事務ノ円滑ナル運営ニ資スル為使用者ヲ代表スル者、労働者ヲ代表スル者及第三者各同数ヨリ成ル労働委員会ヲ設ク

使用者ヲ代表スル者ハ使用者団体ノ推薦ニ基キ、労働者ヲ代表スル者ハ労働組合ノ推薦ニ基キ、第三者ハ事業主代表及労働者代表ノ同意ヲ得テ之ヲ委嘱ス

労働委員会ハ中央及地方ニ付設ケ特別ノ必要アル時ハ一定ノ地区又ハ事項ニ付特別ノ委員会ヲ設クルコトヲ得

労働委員会ノ委員及ビ職員ハ刑法ノ適用ニツイテハコレヲ法令ニヨリ公務ニ従事スル職員ト看做ス

労働委員会ニ関スル事項ハ本法ニ定ムルモノノ外命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條〔労働委員会の行う事務〕 労働委員会ハ第三条、第七条、第十四条及第二十三條ニ規定スル事項ノ外左ノ事務ヲ掌ル

- 一、労働爭議ニ関スル統計ノ作成ソノ他労働事情ノ調査
- 二、団体交渉ノ斡旋ソノ他労働爭議ノ予防
- 三、労働爭議ノ仲裁及調停
- 四、労働条件ノ改善ニ関スル建議

第二十七條〔会議の公開〕 労働委員会公益上必要アリト認ムルトキ又ハ関係者双方ノ請求アルトキハ会議ヲ公開スルコトヲ得

第二十八條〔強制権限〕 労働委員会第二十六條ノ規定スル義務ヲ行フ為必要アルトキハ使用者又ハソノ団体又ハ労働組合ソノ他ノ関係者ニ対シ其ノ出頭ヲ求メ若シクハ必要ナル帳簿ソノ他書類ノ提出ヲ求メ又ハ其ノ委員若シクハ職員ヲシテ関係ノ工場事業場ヲ臨検セシムルコトヲ得

第二十九條〔秘密保持義務〕 労働委員会ノ委員若シクハ委員タリシ者又ハ職員タリシ者

ハ其ノ職務遂行ニ関シ知得シタル秘密ヲ漏泄スルコトヲ得ズ

第三十条〔労働爭議調整協定〕 労働組合ノ介入ナキ労働爭議ノ予防解決ノ協定ニシテ労働委員会ノ仲裁調停ニ係ルモノニ付テハ第三章ノ規定ヲ準用ス

第三十一条〔労働条件の改善の建議〕 一定ノ産業又ハ職業ニ従事スル労働者ノ労働条件特ニ適切ナラザル時ハ労働委員会ハソノ実情ヲ調査シタル上改善ノ具体案ヲ作成シテ地方長官ニ建議スルコトヲ得

地方長官前項ノ建議ヲ受ケタル場合ニオイテ必要アリト認ムルトキハ関係ノ使用者又ハ其ノ団体ニ対シ労働条件ニ関スル一定ノ規準ヲ指示スルコトヲ得

使用者前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ遅滞ナクコレヲ労働者ニ周知セシムルコトヲ要ス

前項ノ指示ハ関係使用者及ビ労働者ニ対シ労働協約ト同一ノ効力ヲ有ス

前各項ノ規定ハ労働委員会ガ厚生大臣ニ建議シタル場合ニ之ヲ準用ス

第五章 罰則

第三十二条 第十条ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

第三十三条 正当ノ事由ナクシテ第二十八条ノ規定ニヨル出頭若シクハ書類ノ提出ヲナサズ又ハ臨検ヲ拒ミ妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

第三十四条 法人又ハ人ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第三十二条又ハ前条前段ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ処罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十二条及ビ前条前段ノ規定ハ使用者ガ法人ナルトキハ理事、取締役ソノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ適用ス

第三十五条 第二十九条ノ規定ニ違反シタル者ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス

第三十六条 労働組合ノ代表者若シクハ清算人又ハ使用者ハ左ノ場合ニ於テハ五十円以下ノ過料ニ処ス

一、第四条、第六条若シクハ第十九条第三項（第三十条ノ規定ニヨリテ準用セラルル場合ヲ含ム）ニ定ムル届出ヲナスコトヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出ヲナシタルトキ

二、第八条ニ定ムル名簿ノ備付ヲナスコトヲ怠リタルトキ

三、第十五条第二項又ハ第十六条ノ規定ニヨリ準用セラルル民法第七十七条ニ定ムル登記ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

四、第十六条ノ規定ニヨリ準用セラルル民法第八十二条ノ場合ニオイテ裁判所ノ検査ヲ妨ゲタルトキ

五、第十六条ノ規定ニヨリテ準用セラルル民法第八十一条ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

六、第十六条ノ規定ニヨリテ準用セラルル民法第七十九条又ハ第八十一条ニ定メタル公告ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ為シタルトキ

七、第三十一条第三項ノ規定ニ定ムル周知ヲナスコトヲ怠リタルトキ

附帯決議

一、憲法中ニ労働ノ権利及義務ニ関スル規定ヲ設クルコト

二、法第一条ノ精神ニ基キ第二条ニ掲グル法令ノ外刑罰並警察法令ニ付団結權ニ対シテ不

- 当ノ制限ヲ加ヘザル様濫用防止ノ措置ヲトルベキコト
- 三、政府ガ労働行政機構ヲ整備拡充シ、出来得ル限り速カニ労働省ヲ創設シ之ニ勤労行政ヲ統一スベキ手續ヲ講ズルト同時ニ中央地方ニ亘リテ一切ノ労働行政事務ヲ警察行政ヨリ分離シ末端事務ハ勤労署ヲ拡充改造シテ之ニ当ラシムルコト
- 四、経済復興ヲ審議スル等ノ場合ニオイテハ労働組合ノ代表者ヲ参加セシメ広ク労働者ヲシテ経済復興ノ重責ヲ分担セシムルノ趣旨ヲ明カニスルコト
- 五、労働争議調停法ヲ廃止シ、新タニ劳使関係ノ調整ヲ目的トシ争議ヲ予防スルト共ニ迅速簡易ニ争議ヲ解決スルニ適スル法律ヲ制定スルコト
- 六、中央労働委員会ハ其ノ指令ノ下ニ労働ニ関スル科学的調査ヲ行ハシメルタメニ現存ノ機関ヲモ統合シ十分ニ組織セラレタル有力機関ヲ設置シテ之ヲソノ事務局ニ附属セシメルコト
- 七、労働委員会ノ委員又ハ、労働組合ノ役員ノ選任ニツイテハ人選ヲ慎重ニシテ軍国主義者ソノ他本制度ノ精神ニ鑑ミ不適當ナルモノヲ除外スルヨウ特別ノ配慮ヲナスコト

5. 国会提出法案（昭和 20 年 12 月 10 日）

*編注：国会では無修正で可決された。条文は正文と同じ。本史料集では正文のみを収録する。

6. 正文（昭和 20 年 12 月 22 日）

*史料出所：官報（第 5685 号）

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル労働組合法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和二十年十二月二十一日

内閣總理大臣	男爵	幣原喜重郎
司 法 大 臣		岩田 宙造
厚 生 大 臣		芦田 均
大 藏 大 臣	子爵	澁澤 敬三
運 輸 大 臣		田中 武雄

法律第五十一號

労働組合法

第一章 總則

第一條 本法ハ團結權ノ保障及團體交渉權ノ保護助成ニ依リ労働者ノ地位ノ向上ヲ圖リ經濟ノ興隆ニ寄與スルコトヲ以テ目的トス

刑法第三十五條ノ規定ハ労働組合ノ團體交渉其ノ他ノ行爲ニシテ前項ニ掲グル目的ヲ達成スル爲爲シタル正當ナルモノニ付適用アルモノトス

第二條 本法ニ於テ労働組合トハ労働者ガ主體ト爲リテ自主的ニ労働條件ノ維持改善其ノ他經濟的地位ノ向上ヲ圖ルコトヲ主タル目的トシテ組織スル團體又ハ其ノ聯合團體ヲ謂フ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 使用者又ハ其ノ利益ヲ代表スト認ムベキ者ノ参加ヲ許スモノ
- 二 主タル經費ヲ使用者ノ補助ニ仰グモノ
- 三 共済事業其ノ他福利事業ノミヲ目的トスルモノ
- 四 主トシテ政治運動又ハ社會運動ヲ目的トスルモノ

第三條 本法ニ於テ労働者トハ職業ノ種類ヲ問ハズ賃金、給料其ノ他之ニ準ズル收入ニ依リ生活スル者ヲ謂フ

第四條 警察官吏、消防職員及監獄ニ於テ勤務スル者ハ労働組合ヲ結成シ又ハ労働組合ニ加入スルコトヲ得ズ

前項ニ規定スルモノノ外官吏、待遇官吏及公吏其ノ他國又ハ公共團體ニ使用セラルル者ニ關シテハ本法ノ適用ニ付命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得但シ労働組合ノ結成及之ニ加入スルコトノ禁止又ハ制限ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二章 労働組合

第五條 労働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ一週間以内ニ規約竝ニ役員ノ氏名及住所ヲ行政官廳ニ届出ヅベシ

前項ノ規定ニ依リ届出デタル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ一週間以内ニ之ヲ行政官廳ニ届出ヅベシ

第六條 前條第一項ノ届出アリタル場合ニ於テ當該組合第二條ニ該當セザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ労働委員會ノ決議ニ依リ行政官廳之ヲ決定ス

前項ノ規定ハ労働組合トシテ設立シタルモノ第二條ニ該當セザルニ至リタル場合ニ之ヲ準用ス

第七條 規約ニハ少クトモ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 名稱
- 二 主タル事務所ノ所在地
- 三 法人タル組合ニ在リテハ法人タルコト
- 四 目的及事業
- 五 組合員又ハ構成團體ニ關スル規定
- 六 會議ニ關スル規定
- 七 代表者其ノ他役員ニ關スル規定
- 八 組合費其ノ他會計ニ關スル規定
- 九 規約ノ變更ニ關スル規定

第八條 規約法令ニ違反スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ労働委員會ノ決議ニ依リ行政官廳ハ其ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第九條 労働組合ハ事務所ニ組合員又ハ構成團體ノ名簿ヲ備付クベシ

第十條 労働組合ノ代表者又ハ労働組合ノ委任ヲ受ケタル者ハ組合又ハ組合員ノ爲使用者又ハ其ノ團體ト労働協約ノ締結其ノ他ノ事項ニ關シ交渉スル權限ヲ有ス

第十一條 使用者ハ労働者ガ労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇シ其ノ他之ニ對シ

不利益ナル取扱ヲ爲スコトヲ得ズ

使用者ハ労働者ガ組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭条件ト爲スコトヲ得ズ

第十二條 使用者ハ同盟罷業其ノ他ノ爭議行爲ニシテ正當ナルモノニ因リ損害ヲ受ケタルノ故ヲ以テ労働組合又ハ其ノ組合員ニ對シ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ

第十三條 労働組合ハ共済事業其ノ他福利事業ノ爲特設シタル基金ヲ他ノ目的ノ爲ニ流用セントスルトキハ總會ノ決議ヲ經ベシ

第十四條 労働組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

- 一 規約ヲ以テ定メタル解散事由ノ發生
- 二 破産
- 三 組合員又ハ構成團體ノ四分ノ三以上ノ多數ニ依ル總會ノ決議
- 四 第六條ノ規定ニ依ル決定
- 五 第十五條ノ規定ニ依ル解散ノ處分

第十五條 労働組合屢法令ニ違反シ安寧秩序ヲ紊リタルトキハ労働委員會ノ申立ニ依リ裁判所ハ労働組合ノ解散ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル手續ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 労働組合ハ其ノ主タル事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スニ因リテ法人タルモノトス

本法ニ規定スルモノノ外労働組合ノ登記ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
労働組合ニ關シ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十七條 民法第四十三條、第四十四條、第五十條、第五十二條乃至第五十九條及第七十二條乃至第八十三條竝ニ非訟事件手續法第三十五條、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十六條第一項、第三百十七條及第三百十八條ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス

第十八條 法人タル労働組合ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得税及法人税ヲ課セズ

第三章 労働協約

第十九條 労働組合ト使用者又ハ其ノ團體トノ間ノ労働条件其ノ他ニ關スル労働協約ハ書面ニ依リ之ヲ爲スニ因リテ其ノ效力ヲ生ズ

労働協約ノ當事者ハ労働協約ヲ其ノ締結ノ日ヨリ一週間以内ニ行政官廳ニ届出ヅベシ

第二十條 労働協約ニハ三年ヲ超ユル有効期間ヲ定ムルコトヲ得ズ

第二十一條 労働協約締結セラレタルトキハ當事者互ニ誠意ヲ以テ之ヲ遵守シ労働能率ノ増進ト産業平和ノ維持トニ協力スベキモノトス

第二十二條 労働協約ニ定ムル労働条件其ノ他ノ労働者ノ待遇ニ關スル規準（當該労働協約ニ依リ規準決定ノ爲設置セラレタル機關ノ存スルトキハ其ノ定メタル規準ヲ含ム以下同ジ）ニ違反スル労働契約ノ部分ハ之ヲ無効トス此ノ場合ニ於テ無効ト爲リタル部分ハ規準ノ定ムル所ニ依ル労働契約ニ定ナキ部分ニ付亦同ジ

第二十三條 一ノ工場事業場ニ常時使用セラルル同種ノ労働者ノ數ノ四分ノ三以上ノ數ノ労働者ガーノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ當該工場事業場ニ使用セラル

ル他ノ同種ノ労働者ニ關シテモ當該労働協約ノ適用アルモノトス

第二十四條 一ノ地域ニ於テ從業スル同種ノ労働者ノ大部分ガーノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ協約當事者ノ雙方又ハ一方ノ申立ニ基キ労働委員會ノ決議ニ依リ行政官廳ハ當該地域ニ於テ從業スル他ノ同種ノ労働者及其ノ使用者モ當該労働協約（第二項ノ規定ニ依リ修正アリタルモノヲ含ム）ノ適用ヲ受クベキコトノ決定ヲ爲スコトヲ得協約當事者ノ申立ナキ場合ト雖モ行政官廳必要アリト認ムルトキ亦同ジ
労働委員會前項ノ決議ヲ爲スニ付當該労働協約ニ不適當ナル定アリト認ムルトキハ之ヲ修正スルコトヲ得

第一項ノ決定ハ公告ニ依リテ之ヲ爲ス

第二十五條 労働協約ニ當該労働協約ニ關シ紛爭アル場合調停又ハ仲裁ニ付スルコトノ定アルトキハ調停又ハ仲裁成ラザル場合ノ外同盟罷業、作業所閉鎖其ノ他ノ爭議行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第四章 労働委員會

第二十六條 使用者ヲ代表スル者、労働者ヲ代表スル者及第三者各同數ヨリ成ル労働委員會ヲ設ク

使用者ヲ代表スル者ハ使用者團體ノ推薦ニ基キ、労働者ヲ代表スル者ハ労働組合ノ推薦ニ基キ、第三者ハ使用者ヲ代表スル者及労働者ヲ代表スル者ノ同意ヲ得テ行政官廳之ヲ委嘱スベキモノトス

労働委員會ハ中央労働委員會及地方労働委員會トス特別ノ必要アルトキハ一定ノ地區又ハ事項ニ付特別労働委員會ヲ設クルコトヲ得

労働委員會ノ委員及命令ヲ以テ定ムル職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

労働委員會ニ關スル事項ハ本法ニ定ムルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 労働委員會ハ第六條、第八條、第十五條、第二十四條及第三十三條ニ規定スルモノノ外左ノ事務ヲ掌ル

- 一 労働爭議ニ關スル統計ノ作成其ノ他労働事情ノ調査
- 二 團體交渉ノ斡旋其ノ他労働爭議ノ豫防
- 三 労働爭議ノ調停及仲裁

労働委員會ハ労働條件ノ改善ニ關シ關係行政廳ニ建議スルコトヲ得

第二十八條 労働委員會ハ公益上必要アリト認ムルトキ又ハ關係者ノ請求アルトキハ其ノ會議ヲ公開スルコトヲ得

第二十九條 労働委員會其ノ事務ヲ行フ爲必要アルトキハ使用者又ハ其ノ團體、労働組合其ノ他ノ關係者ニ對シ出頭ヲ求メ、報告ヲ徴シ若ハ必要ナル帳簿書類ノ提出ヲ求メ又ハ委員若ハ第二十六條第四項ノ命令ヲ以テ定ムル職員（以下職員ト稱ス）ヲシテ關係工場事業場ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十條 労働委員會ノ委員若ハ委員タリシ者又ハ職員若ハ職員タリシ者ハ其ノ職務ニ關シ知得シタル祕密ヲ漏泄スルコトヲ得ズ

第三十一條 第三章ノ規定ハ労働委員會ノ關與シタル労働條件其ノ他ノ労働者ノ待遇ニ關スル規準ニ關スル協定ニシテ労働組合其ノ當事者タラザルモノニ付之ヲ準用ス

第三十二條 一定ノ労働者ノ労働条件其ノ他ノ待遇特ニ適切ナラザルトキハ労働委員會ハ其ノ實情ヲ調査シ改善ノ具體案ヲ作成シテ行政官廳ニ建議スルコトヲ得
前項ノ建議アリタル場合ニ於テ行政官廳必要アリト認ムルトキハ關係使用者ニ對シ労働条件其ノ他ノ待遇ニ關スル規準ヲ指示スルコトヲ得
使用者前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ労働者ニ周知セシムルコトヲ要ス
第二項ノ規定ニ依リ指示アリタル規準ハ關係使用者及關係労働者ニ付労働協約ト同一ノ效力ヲ有ス

第五章 罰則

第三十三條 第十一條ノ規定ノ違反アリタル場合ニ於テハ其ノ行爲ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ハ労働委員會ノ請求ヲ待テ之ヲ論ズ

第三十四條 第三十條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 第二十九條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ若ハ帳簿書類ノ提出ヲ爲サズ又ハ同條ノ規定ニ違反シ出頭ヲ爲サズ若ハ同條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 法人又ハ人ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

前條前段ノ規定ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十七條 左ノ場合ニ於テハ労働組合ノ代表者又ハ清算人ヲ五十圓以下ノ過料ニ處ス

一 第五條又ハ第十九條第二項（第三十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シ届出ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキ

二 第九條ノ規定ニ違反シ名簿ノ備付ヲ爲サザルトキ

三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

四 第十七條ニ於テ準用スル民法第七十九條又ハ第八十一條ノ規定ニ違反シ公告ヲ爲サズ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

五 第十七條ニ於テ準用スル民法第八十一條ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ爲サザルトキ

六 第十七條ニ於テ準用スル民法第八十二條又ハ非訟事件手續法第三十六條ノ規定ニ依ル裁判所ノ検査ヲ妨ゲタルトキ

第十九條第二項（第三十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シ届出ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキハ労働組合以外ノ労働協約ノ當事者（當事者團體ナルトキハ其ノ代表者トス）ヲ五十圓以下ノ過料ニ處ス

使用者第三十二條第三項ノ規定ニ違反シタルトキハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ存スル労働組合ハ本法施行ノ日ヨリ一週間以内ニ第五條第一項ノ規定ニ準ジ届出ヲ爲スベシ

登録税法中左ノ通改正ス

第十九條第七號中「産業組合聯合會」ヲ「産業組合聯合會、労働組合」ニ、「産業組合法」ヲ「産業組合法、労働組合法」ニ改ム

7. 労働組合法施行令（昭和 21 年 2 月 27 日）

* 史料出所：官報（第 5735 号）

朕労働組合法施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和二十一年二月二十六日

内閣總理大臣	男爵幣原喜重郎
司 法 大 臣	岩 田 宙造
厚 生 大 臣	芦 田 均
大 藏 大 臣	子爵澁澤 敬三
運 輸 大 臣	村 上 義一

勅令第百七號

労働組合法ハ昭和二十一年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕労働組合法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和二十一年二月二十六日

内閣總理大臣	男爵幣原喜重郎
司 法 大 臣	岩 田 宙造
厚 生 大 臣	芦 田 均
大 藏 大 臣	子爵澁澤 敬三
運 輸 大 臣	村 上 義一

勅令第百八號

労働組合法施行令

第一條 法第五條ノ行政官廳ハ當該組合ノ事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官トス但シ同條第二項ノ場合ニ於テ規約ノ變更ガ事務所ノ所在地ニ係ル場合ニシテ新所在地ト舊所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ異ニスルトキハ新所在地ヲ管轄スル地方長官及舊所在地ヲ管轄スル地方長官トス

第二條 法第六條ノ規定ニ依ル決定ハ當該組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官地方労働委員會ノ決議ニ依リ之ヲ爲ス

第三條 地方長官法第六條ノ規定ニ依ル決定ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ記載シタ

ル書面ヲ當該組合ノ代表者ニ交付スベシ

第四條 地方長官ノ爲シタル法第六條ノ規定ニ依ル決定ニ不服アル者ハ三週間以内ニ其ノ理由ヲ具シ文書ヲ以テ當該決定ヲ爲シタル地方長官ヲ經由シ厚生大臣ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第五條 厚生大臣ハ前條ノ申立アリタルトキハ中央労働委員會ノ決議ニ依リ當該申立ノ却下又ハ當該申立ニ係ル決定ノ取消ヲ爲ス

第三條ノ規定ハ前項ノ却下又ハ取消アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第六條 法第六條ノ規定ニ依ル決定ハ第四條ノ申立ナキ場合ハ同條ノ期間ノ經過シタル時、同條ノ申立アリタル場合ハ前條第一項ノ却下アリタル時其ノ效力ヲ生ズ

第七條 前五條ノ規定ハ法第八條ノ規定ニ依ル變更ノ命令ニ之ヲ準用ス

第八條 労働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官當該組合ヨリ労働組合タル旨ノ證明書ノ交付ノ申請アリタルトキハ遲滞ナク之ヲ交付スベシ法人タル労働組合ヲ設立セントスル者ヨリ労働組合タリ得ベキ旨ノ證明書ノ交付ノ申請アリタルトキ亦同ジ

第九條 法第十五條第一項ノ場合ニ於ケル手續ニ關シテハ第十條乃至第十八條ニ定ムルモノノ外非訟事件手續法ノ定ムル所ニ依ル

第十條 法第十五條第一項ノ規定ニ依ル事件ハ労働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ管轄トス

第十一條 法第十五條第一項ノ申立ハ労働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方労働委員會ノ決議ニ依リ其ノ會長之ヲ行フ

第十二條 法第十五條第一項ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ其ノ旨ヲ檢事ニ通知スベシ

第十三條 裁判所ハ遲滞ナク審問期日ヲ定メ労働組合ノ代表者ヲ呼出スベシ

審問期日ハ檢事及地方労働委員會ノ會長ニ之ヲ通知スベシ

第十四條 前條第一項ノ規定ニ依リ呼出ヲ受ケタル労働組合ノ代表者ハ自身出頭スルコトヲ要ス但シ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テハ代理人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得

辯護士ニ非ザル者前項ノ代理人ト爲ルニハ裁判所ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

裁判所ハ何時ニテモ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十五條 審問ハ公開シタル法廷ニ於テ之ヲ爲ス但シ安寧秩序ヲ害スルノ虞アルトキハ裁判所ハ公開ヲ停ムルコトヲ得

第十六條 檢事及地方労働委員會ノ委員ハ審問ニ立會ヒ意見ヲ述ブルコトヲ得

第十七條 裁判ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲ス

裁判所ハ期日ヲ定メテ前項ノ決定ヲ言渡スベシ

労働組合ノ解散ノ處分ニ係ル第一項ノ理由ニハ違反行爲ガ當該労働組合ノ組合員若ハ構成團體ノ多數ニ依ル決議ニ基キ爲サレタルモノ、規約ニ依リ權限ヲ有スル代表者其ノ他ノ役員ノ命令ニ基キ爲サレタルモノ又ハ此等ノ者ニ依リ組合ノ爲ニ爲サレタルモノナルコトノ事實及證據ヲ示スコトヲ要ス

第十八條 労働組合ノ代表者、地方労働委員會ノ會長又ハ檢事ハ前條ノ裁判ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ即時抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス

第十九條 法ニ規定スルモノノ外労働組合ノ登記ニ關シテハ第二十條乃至第三十條ニ定ムル所ニ依ル

第二十條 法第十六條第一項ノ規定ニ依ル登記ニハ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス

- 一 名稱
- 二 主タル事務所
- 三 目的及事業
- 四 代表者ノ氏名及住所
- 五 解散事由ヲ定メタルトキハ其ノ事由

第二十一條 労働組合ガ主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ二週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ三週間以内ニ前條ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

同一ノ登記所ノ管轄区域内ニ於テ主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲スヲ以テ足ル

第二十二條 登記シタル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ二週間以内ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十三條 労働組合ノ清算結了シタルトキハ清算結了ノ日ヨリ二週間以内ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十四條 労働組合ノ登記ニ付テハ其ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス

各登記所ニ労働組合登記簿ヲ備フ

第二十五條 法第十六條第一項ノ規定ニ依ル登記ハ代表者ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ規約、第八條ノ證明書及申請人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十六條 労働組合ノ主タル事務所ノ移轉其ノ他第二十條ニ掲グル事項ノ變更ノ登記ハ代表者若ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十七條 労働組合ノ解散ノ登記ノ申請書ニハ解散ノ事由ヲ證スル書面及代表者ガ清算人ト爲ラザル場合ニ於テハ清算人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十八條 労働組合ノ清算結了ノ登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ清算人ガ主務官廳ニ清算ノ結了ノ届出ヲ爲シタルコトヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十九條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第三十條 非訟事件手續法第百四十一條乃至第百五十條、第百五十一條乃至第百五十一條ノ四、第百五十一條ノ六及第百五十四條乃至第百五十七條ノ規定ハ労働組合ノ登記ニ之ヲ準用ス

第三十一條 法人タル労働組合ノ所得ニシテ收益ヲ目的トスル事業ヨリ生ジタルモノ以外ノモノニ付テハ法第十八條ノ規定ニ依リ所得税及法人税ヲ課セズ

法人タル労働組合ハ法人税法第十八條ノ申告書ヲ提出スル場合ニ於テハ收益ヲ目的トスル事業ヨリ生ジタル所得ト其ノ他ノ所得トヲ區別シタル計算書ヲ添附スベシ

第三十二條 法第十九條第二項ノ行政官廳ハ當該労働協約ノ當事者タル労働組合ノ主タル

事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官及當該労働協約ノ當事者双方ニ係ル工場事業場（其ノ所在地一定セザルモノヲ除ク）ノ所在地ヲ管轄スル地方長官トシ同項ノ規定ニ依リ届出ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外當事者双方ノ連名ヲ以テ之ヲ爲スベキモノトス

第三十三條 法第二十三條又ハ第二十四條ノ規定ニ依リ他ノ同種ノ労働者ニ關シ労働協約ノ適用アルニ至リタルトキハ使用者ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ關係労働者ニ周知セシムベシ

第三十四條 法第二十四條第一項ノ行政官廳ハ當該地域ヲ管轄スル地方長官トシ當該地域ガ二以上ノ都道府縣ニ互ルトキハ厚生大臣トス

第三十五條 中央労働委員會ハ厚生省ニ、地方労働委員會ハ都道府縣毎ニ之ヲ置キ地方労働委員會ニハ當該都道府縣ノ名ヲ冠ス

第三十六條 労働委員會ハ別ニ定ムルモノノ外中央労働委員會ハ二以上ノ都道府縣ニ係ル事務、地方労働委員會ハ當該都道府縣ニ係ル事務ヲ掌ル

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ法第二十七條第一項第二號又ハ第三號ノ事務ハ中央労働委員會又ハ厚生大臣ノ指定スル地方労働委員會ヲシテ之ヲ掌ラシムルコトヲ得

第三十七條 中央労働委員會ノ委員ハ二十一人以内トシ厚生大臣之ヲ委嘱ス

地方労働委員會ノ委員ハ十五人以内トシ地方長官之ヲ委嘱ス

前二項ノ委員ノ外必要アルトキハ厚生大臣又ハ地方長官ハ臨時委員ヲ委嘱スルコトヲ得厚生大臣又ハ地方長官ハ労働委員會ノ委員ヲ委嘱セントスル日ヨリ六週間前ニ使用者團體ニ對シ使用者ヲ代表スル者ヲ、法第五條第一項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル労働組合ニ對シ労働者ヲ代表スル者ヲ推薦スベキコトヲ請求シ請求シタル日ヨリ三週間ヲ經過シタル日ニ推薦アリタル者ノ氏名ヲ公表スルモノトス但シ労働委員會ヲ設置セントスル場合ニ於テ使用者若ハ労働者ノ意見ヲ代表スル適當ナル使用者團體又ハ労働組合ナキトキ又ハ臨時委員ヲ委嘱セントスル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

労働委員會ノ委員ノ委嘱ニ付使用者團體若ハ労働組合ノ推薦若ハ使用者ヲ代表スル者及労働者ヲ代表スル者ノ同意ヲ得ルコト能ハザルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ推薦アリタル者不適當ナルトキハ厚生大臣又ハ地方長官ハ職權ヲ以テ委員ヲ委嘱スルコトヲ得

第三十八條 特別労働委員會ノ名稱、位置、管轄區域、所管事務、委員ノ定數其ノ他特別労働委員會ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

第三十九條 労働委員會ノ委員ノ任期ハ一年トス

委員ガ法令ニ違反シ刑ニ處セラレタル場合、衆議院議員選舉法第六條ノ規定ニ依リ被選舉權ヲ有セザルニ至リタル場合、労働委員會ニ出席スルコト能ハザルニ至リタル場合又ハ労働委員會ノ決議ニ依リ議事其ノ他ニ關スル定ニ屢違反シタル場合ハ前項ノ規定ニ拘ラズ當該労働委員會ニ於テ他ノ出席委員全員ノ同意ヲ得テ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ但シ同條ノ規定ニ依リ被選舉權ヲ有セザルニ至リタル場合ニ付テハ委員ノ同意ハ之ヲ要セズ

委員ニ闕員ヲ生ジタル場合ニ於ケル補闕委員ハ前任者ノ殘任期間在任ス

＊編注：労働組合法立法史料簿冊③の史料には「……同條ノ規定ニ依リ……」の「同條」が「同法第六條」となっている。

第四十條 労働委員會ニ會長ヲ置ク會長ハ第三者タル委員中ヨリ委員之ヲ選舉ス

會長ハ會務ヲ總理シ當該労働委員會ヲ代表ス

會長事故アルトキハ第一項ノ規定ニ準ジ選舉セラレタル者會長ノ職務ヲ代理ス

第四十一條 労働委員會ハ會長之ヲ招集シ其ノ議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

労働委員會ハ使用者ヲ代表スル委員、労働者ヲ代表スル委員及第三者タル委員各一人以上出席スルニ非ザレバ決議ヲ爲スコトヲ得ズ

労働委員會ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ決議ニ依リ労働委員會ノ招集又ハ議事ニ關シ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第四十二條 労働委員會（特別労働委員會ニ付テハ厚生大臣ノ指定スルモノニ限ル）ニ事務局ヲ置ク事務局ハ事務局長並ニ幹事及書記若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

前項ノ職員ハ會長ノ同意ヲ得テ中央労働委員會ニ在リテハ厚生大臣、地方労働委員會ニ在リテハ地方長官之ヲ委嘱ス

事務局長ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第四十三條 關係官吏ハ會長ノ許可ヲ受ケ會議ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第四十四條 法第二十六條第四項ノ命令ヲ以テ定ムル職員トハ第四十二條第一項ニ掲グル職員トス

第四十五條 法第三十二條ノ行政官廳ハ地方労働委員會ノ爲ス建議ニ關シテハ地方長官、中央労働委員會ノ爲ス建議ニ關シテハ厚生大臣トス

第四十六條 法第三十三條第二項ノ請求ハ當該違反行爲アリタル地ヲ管轄スル地方労働委員會ノ決議ニ依リ其ノ會長書面ヲ以テ檢事ニ之ヲ行フ

第四十七條 本令ニ依ル地方長官ニ對スル届出ハ當該所在地ヲ管轄スル勤勞署長ヲ經由シ之ヲ爲スベシ

＊編注：労働組合法立法史料簿冊③の史料には「本令ニ依ル……」の「本令」の後に「ノ規定」が追加されている。

第四十八條 厚生大臣必要アリト認ムルトキハ地方長官以外ノ行政官廳ヲ指定シテ本令ニ依ル地方長官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得但シ厚生大臣其ノ指揮監督ノ下ニ在ラザル行政官廳ヲ指定セムトスルトキハ豫メ所管大臣ト協議スルコトヲ要ス

船員法ノ適用アル船員ニ關シテハ第三十二條中當該労働協約ノ當事者双方ニ係ル工場事業場（其ノ所在地ノ一定セザルモノヲ除ク）ノ所在地トアルハ當該労働協約ノ當事者タル使用者又ハ其ノ團體ノ主タル事務所ノ所在地トス

前項ノ船員ニ關シテハ本令（前條ヲ除ク）中厚生大臣トアルハ運輸大臣、地方長官トアルハ海運局長、厚生省トアルハ運輸省、都道府縣トアルハ海運局ノ管轄區域トス

附 則

本令ハ労働組合法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル労働協約ニ付テハ其ノ當事者ハ本令施行ノ日ヨリ一週間以内ニ第三十二條ノ規定ニ準ジ届出ヲ爲スベシ